共古日録　四十五

特別
15
1413
47

門 15
號 1413
巻 47

早稲田大學圖書館
昭和25.10.24
購入

夢想

北枕

六苦日錄四十五

夢想

夢想和歌とて恵かと思いむ恵いるなる絵ひとりあり むとそ
とそ夢想と恵とのもとそ ほとうまず恵のを恵(五)とて過
すとと夢恵絵とうあり又むそう恵とそ枕とそ張り熱の
なるかと見たぶ南うて寫るなるあり 夢恵枕とそ猶まくら
のもうなるもとそうそうり入る枕とる
ふこれらと夢恵とうぶ 枕のとそうそうり入る枕とる
不思議とう祥の事うて 仏の告 なぞよう
なるものもの名 物の形の変するとそうる不思議
ことなり

禅

孔子家語巻 周禮篇 及其死也升屋而號告四高
其復然後斂握首熱 形體則徹 魂氣則上 是謂天望
而地藏也 故生者尊嚮死者北首皆從其初也 北首
すとふ 死人は北枕すと俗習 [illegible]

二人と自書する例

[illegible]が自の名を書するに二人とはいまだあるべからざるの真筆なり明暦二年九月廿日の文書に直盛と盛[illegible]と自書するなり

耳元鐘近とよび狂言

福島の[illegible]の近くに行せ一田の[illegible]天明間の狂言なるべし耳元鐘近といひ一人の狂言なるべし

甲斐人が書る書類の短冊

とつくりと[illegible]の心のもんぬめ元真あるべし先つ振って見るあざとのひげもじ(肥前)

三枡竹[illegible]

田家水たえ[illegible]

加藤翼と称せ一人[illegible]

寒川[illegible]

[illegible]

[illegible]

赤鰯と称

いろゝせは女の轉訛なるべし　とある此説是なるべ
し　紅がらにて殊に赤くせしものゝ見はやなど此説前の
には紅からの赤鰯を用ひしことゝ思ふ　一佐日記にこゝの門の
ちらしめなるものなるものゝ中ひらうぎとあり　古くいなはし
と用ひしもの子　ナヨシは名吉の縁喜語より好しことか
ナヨシはイワシとは違ひ　古くいなはし
かの西海の偶ふ　ひらきのもこいなや
ふ家　ふいも　ちさ　ひらきのほこいなや
砂糖に注意すべきは粉鮮とあり
ちらかる枝ひなりとるぬる　枝ある鮮と古くひらうこ
とこひ　ひらう　悪魚を追ひ　ゆるこの詳を形取
りこの口にあすこせ　なら　猫の　ほ　が　石鎖より名を

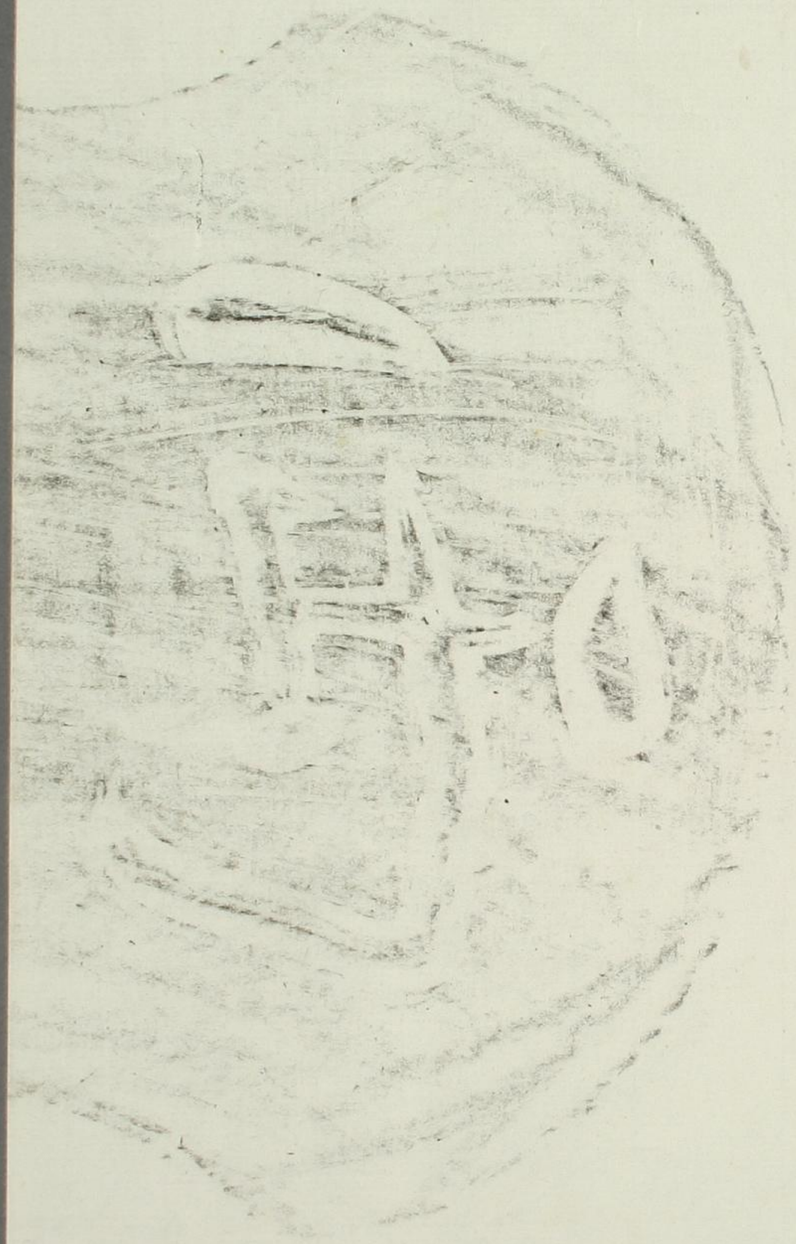

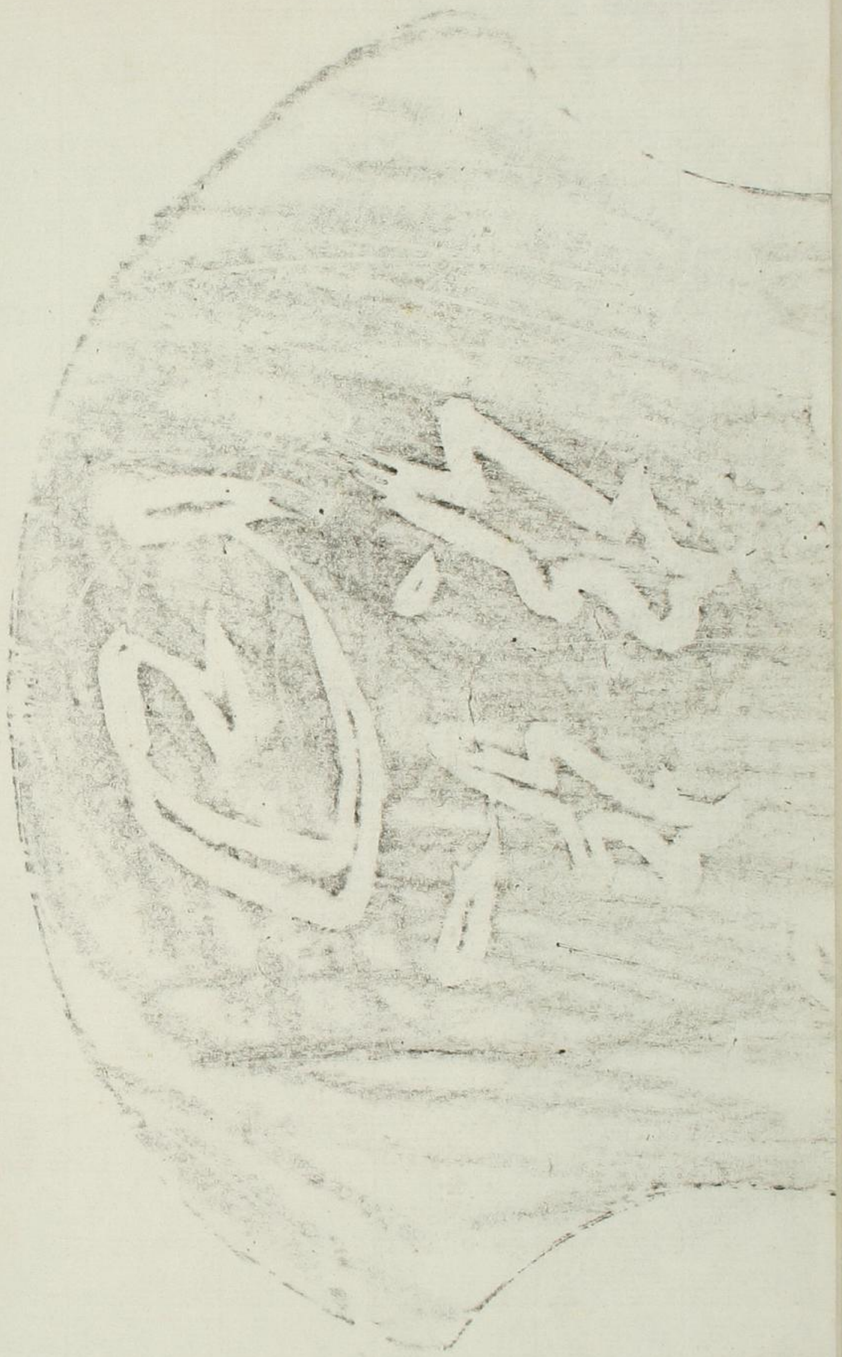

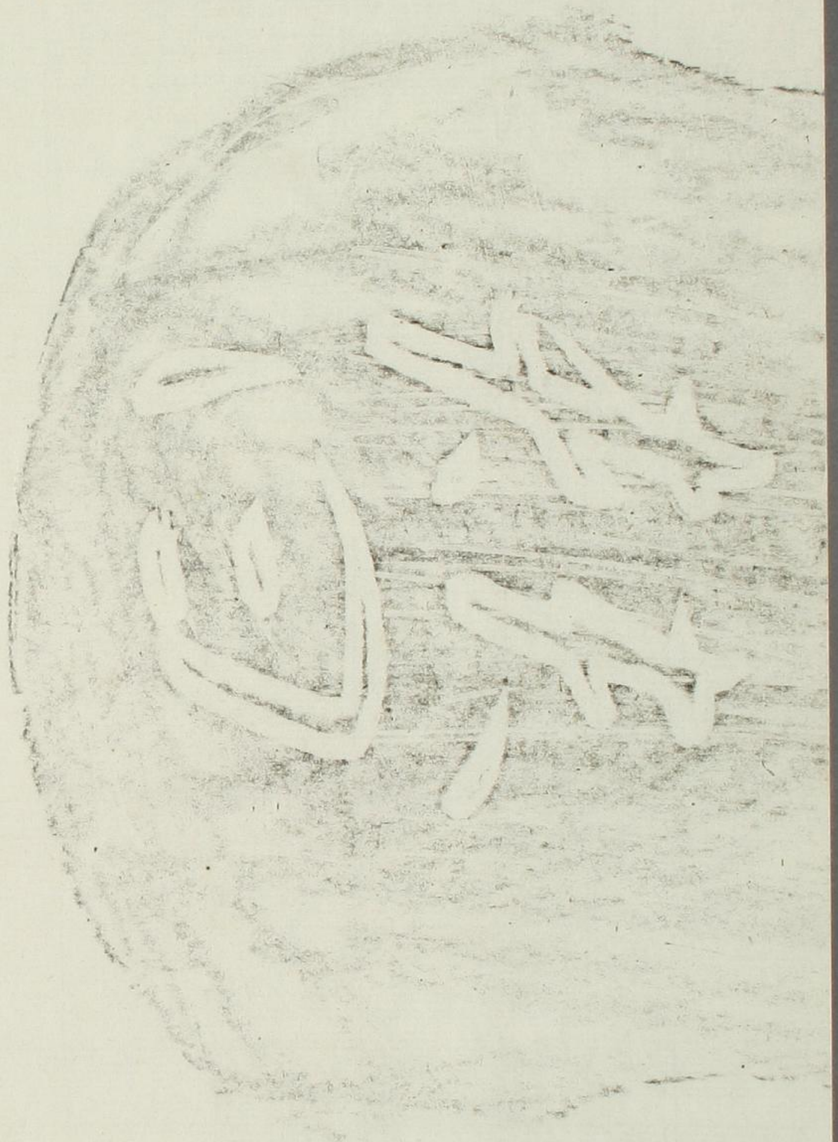

一年ぶり　初日出
　　　

況まや經濟學に於て說く米穀と對抗する米穀を
沙國が軍備を薄弱
ならしめたのは所謂
のつゝにたゝは
敵しませんて
しかしかの
如何でかの
いまゝ

寶壺直立の
緣喜に就て

所謂閑根の直立の美なる事
とゝなる甘藷と名づくす
緣喜の意味は其所謂
緣起とゝ詞にこつの意味が
其起源の義元い佛典から出た意語だとい
書言字考には劍草之義とありバナナは
して人一生の幸福の祝と其
も緣起と祝する特
書こゝ語るとなる
緣喜なる意
ゆゝ義引起義の
等の意味そばとゝ
祝ふの意味
元前の意味

ある其一の佛典から出た意語だとい
緣起とゝ詞にこつの意味が
其起源の義元い佛典から出た意語だとい
書言字考には劍草之義とありバナナは
して人一生の幸福の祝と其
も緣起と祝する特
書こゝ語るとなる
緣喜なる意
ゆゝ義引起義の
等の意味そばとゝ
祝ふの意味
元前の意味

改年と配るは先き
口語の同しき
流行あるゆゝ
祝難轉の語に響かせて

するのこころすべて鶴亀喜を祝ふのたぐ
徳川の時代には女子ばかりの場合にはひと假名で書いたものでいはひまた位牌と同じ詞に
とあの假名を書いたものでいはひまた位牌と同じ詞に
用ゐるのを忌んでいはひとあるべきを假名ちがひでも怒と
いわひとあるべきを假名ちがひでも怒と
凡かかる事とは五種類にとどまる
(一)支那では鶴鳥嘉木の類めでたいものと定まりたるものゆえつも祝
ふ事は畢竟支那の真似である
(二)時にとり物によつてめでたい意味で用ゐる詞をもつて祝ふの
是は日本の別意或は支那の例を應用したのもあり浮世絵の喜の字の
(三)喜字の意を表すべき事柄にめでたい名をつけ又は暗想若其
若しくは其象をもけて祝ふ事
(四)祝儀のために不吉な例を避ける事

(五)不吉な詞を用ひ忌い詞に云ひかへて祝ふ事
長門の國より白雉が出で年号を改めり文那思想の意大
なりこのよう
千歳の鶴亀数多年進常子廣五行記文選等の
すべき長寿をこうるよりに
見えるのが初めとこう
後國の昔さび立ちて栄えたる大伴家持の作
寿よりは久つてはは常なる千せまつの年のおらく
には鶴亀の行はるは多の場合
祝ふ品具につがはれてもあり
可宗の指に白拘る祝王がこう
道菜山には千歳
如の枝には鶴すべ
鶴亀は千歳
歳の上には

[illegible]

[illegible]

[illegible]

夢の時は青色と云ふ説あり。陽氣と云て強き者がよいとて
馬は陽の獣で青は春の色なれば年中の邪氣を
去り災厄を消くのだと云ふ。物は青馬であつたが年月を経て
白馬にかはつたのだ。これも昔から大事な物の象に
もやはり白いを吉とする。人は陽の羽色の青馬を
遠いから見るとよく吉とやすと
思ふにもあり。信ずるに
次に日本も創意したのはめでたい詞に通ずる物を祝つたも
なり。正月の餅。即ちの供餅の下に敷く青白黒赤の四色の紙
なるを用ひ。逆朱は逆とうつり朱は祝はれて
正月の元日長く続び栄るの意。ユツリ葉は代々譲り
なるの意。ユツリ葉と用ひ

敷かうじは古名、山立花。
きこだかうは孫馬草とも。年徳棚の馬と称し
ゴダカうは孫徳棚の徳の
先は年の光の
なり。供の供餅。つ
餅の異名。
なり。
名揚げ。
ごまめは（御賜）
正七の勇力を張つた
薪
信立
練の
鮮

[illegible]の[illegible]の特記[illegible]
には打抱堅果昆布をミカンに書せてもらす其意打
勝てよろこぶ昆布とて同じ字にて[illegible]のである而して凱
旋の祝ふ打抱を慰斗抱とこひもるゝこは也一て
勝て歌を作すとゝ[illegible]意なるこひ鴨とある
紅昆布も同意にて凱の石打とゝ羽てはく矢ある石打
はイシクロ書ウツ討とゝ[illegible]
籠には多く蜻蛉を[illegible]勝蟲とゝ墨色あればゝ
又意の下の者の道童禰を用しもカチ勝とゝ詞を意
で言れのである指麿の[illegible]の悪い[illegible]の布を
勝ゑ[illegible]月を解[illegible]
又次ニ布堂安水の意を表して事めるめでたい名とつけて
祝ふ例はる倍の名に長如[illegible]の数

男兒の祝ニ弱指ると[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]福[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]端がよく急ひあつてひようひのので含ひ昔つては[illegible]が板ゑも
板[illegible]は四[illegible]がよくて[illegible]急で[illegible]書かれて[illegible]喜だとて
其[illegible]不吉なる事と嫌ひて[illegible]の故
家[illegible]に[illegible]の祝に赤色と[illegible]す鄉里と嫌ふ故の[illegible]と
[illegible]の序列する[illegible]は[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]武家の男児の[illegible]すべ截[illegible]の矢の羽と[illegible]めるまな
[illegible]ると三[illegible]は不[illegible]喜[illegible][illegible]の[illegible]と三[illegible]
[illegible]の[illegible]身[illegible]なる二[illegible]
人と斬り身を斬られるは不吉である[illegible]力[illegible]を[illegible]
せ[illegible]三[illegible]の[illegible]を[illegible]して祝す[illegible]
不斬[illegible]と喜ぶのである[illegible]武[illegible]が祝[illegible]の[illegible]で[illegible]四の者
に[illegible]とつけて[illegible]四[illegible]を[illegible]
[illegible]の序[illegible]は[illegible]喜が[illegible]いからである[illegible]
[illegible]の[illegible]

[illegible]るから[illegible]の[illegible]が[illegible]上と[illegible]して三日目の[illegible]と家
[illegible]の[illegible]に[illegible]の時三つが[illegible]
つて[illegible]と[illegible]と[illegible]
[illegible]に三つが一つとなつのだとい[illegible]
つ[illegible]が少[illegible]石[illegible]
[illegible]二[illegible]
[illegible]と[illegible]喜[illegible]
朝雪[illegible]か二[illegible]
[illegible]が[illegible]
[illegible]と埋[illegible]と其[illegible]
だ[illegible]不吉な同をめて[illegible]
ヨシ[illegible]と[illegible]の[illegible]と[illegible]
不[illegible]すると[illegible]に[illegible]
把つ[illegible]は音コツ骨と同[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]と[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]の日に思ひそめてだら〳〵とあまで長ひく思ひもするのかな

[illegible]の[illegible]とりよりの光明の[illegible]紅の[illegible]は[illegible]紅[illegible]はくと長く思ひ

[illegible]の[illegible]緑喜によりてそ

[illegible]

初[illegible]などの[illegible]は[illegible]のよくも[illegible]の緑喜は[illegible]のよく

[illegible]と[illegible]祝[illegible]の緑喜[illegible]

端午の菖蒲は勝負と意味し勝負刀菖蒲[illegible]

男子の成長[illegible]を祝意せる緑喜[illegible]の[illegible]勝男

武士と書き鯉と寿留女とす[illegible]鯉節と勝男

[illegible]の緑喜[illegible]

[illegible]の羽黒[illegible]一月十日に書[illegible]

[illegible]の羽根をつけたる弓づるにつ[illegible]

[illegible]と[illegible]優の緑喜より[illegible]

上野の古碑

[illegible]の古碑[illegible]

[illegible]の[illegible]碑[illegible]

[illegible]多切碑は[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一上總國天羽郡[illegible]見村先祖[illegible]上の[illegible]天正十八頃
年比[illegible]小田原[illegible]帰陣[illegible]國[illegible]寺時徳引寺
[illegible]分の[illegible]寺[illegible]寺の馬病の祈念の為作村の
同村の鎮の得共三疋[illegible]の馬病平癒[illegible]
為の慶美[illegible]鳥目四貫[illegible]文頂戴仕其の引
分[illegible]毎年正月十日[illegible]今の納戸[illegible]頂
戴仕来り程月[illegible]西[illegible]九下の廃[illegible]訳[illegible]文
九[illegible]様の廃の火[illegible]頂戴仕[illegible]恐の廃に正[illegible]九
十三日[illegible]の苦[illegible]寺[illegible]
時[illegible]の初穂頂戴[illegible]
弘[illegible]の用の廃の祈念[illegible]寺用高[illegible]弓
[illegible]鎮の[illegible]寺用札[illegible]
[illegible]の時[illegible]の[illegible]庄の祈念[illegible]
[illegible]の祈念仲間

一[illegible]人[illegible]鎮[illegible]小田原[illegible]一[illegible]清水[illegible]
[illegible]の廃に[illegible]書同[illegible]同日[illegible]
[illegible]の廃始の廃[illegible]鎮[illegible]
[illegible]寺[illegible]
慶[illegible]日光の社[illegible]
伊[illegible]重[illegible]為[illegible]
[illegible]人[illegible]十三人[illegible]
馬[illegible]人[illegible]八人[illegible]鳥目三貫文[illegible]道中[illegible]
毎日[illegible]野[illegible]
高[illegible]日光[illegible]
[illegible]時[illegible]
[illegible]為[illegible]慶美銀
[illegible]頂戴仕[illegible]

一千住宿ニ而猶之年寄之時の扇子
頂戴仕候持参仕候事

右之儀ニ相勤申
一寛永弐丙年
常憲院様御代生類
憐令の時捨銭も捨ニ為
仕候ハ、一ツ為仕
作ハ、ニ為仕
勤来ル書付ニ
はち不及中の
この中ニ作ハ
町奉行所
評内諸登営
所

丹羽遠江守様
松野主殿守様
寶永弐年丙十月廿四日

御上ニ作ハ
思者ニ寛政
地焼失ニ付
寛政二庚戌年六月廿日

御留地焼飼ル
滝口長左衛門

一天保廿年午ノ月　[illegible]

[illegible]

天保廿年
午ノ四月廿八日

以上巻物表紙ニハ御由緒ト書シヤリ瀧口ノ印ハ黒印ナリ

猿舞ハ[illegible]ヲ東照宮元三ノ年月ノ[illegible]

[illegible]

猿

[illegible]

[illegible]

[illegible]

汁祖ハ鳴メルモノナレバ猿ガカリヲ用フニハ極ノ字ハフミイダシ
然ラバ馬寮式云以猿一廻定馬二疋トヲサウマブネトモ
ヨウ也常ニハ猿ノ字ヲウマブネトヨム極ハ二ツニ通ズルヤト
ヤ共古校ずるに猿と馬との関係ハ文字にあらずして
必ずあらん乎ハ
猿楽は唐土の雑伎なり猿は正月ものまねをする人と
ものまねは以ての物まねなり
ものまねは以ての物まねなり
三月三日聚人歌合に猿田の歌あり
たれとなれて春の来ぬらん
猿の歌
猿の歌
猿の歌

[illegible]、そんでこうげんが[illegible]つこで、キッキッ、あらかいな、さんな
まるまあろかいな、合ひくるりとあつて、なつこりな、なつて、
くれ、コレ〳〵、なつしやさせ、ついでにひよりと見てれば、
よせ、ぢやの〳〵、うかシかヨかく、あろかいな、そんな
まるまあろかいな、合ひよりと見てるば、ちこうてなつも、そう
ぢや〳〵、おきるめでなつやう〳〵、

志賀郡紀氏に[illegible]は京にこゝあつて外に不入京にて
は国郡郷里所に住すゝ本七郎右衛門とゝ

紀伊国名草郡国造

[illegible]の[illegible]家系にこゝ其先は[illegible]山別宮より[illegible]中略
当国に住[illegible]久し出[illegible]紀伊守[illegible]長の[illegible]めこゝ[illegible]中に
今しであるこの[illegible]紀下に居せ[illegible]

紀氏の[illegible]引が日本全国の[illegible]
[illegible]の系図を[illegible]
に来[illegible]は那賀郡[illegible]
とゝ者名[illegible]も[illegible]志の[illegible]
も[illegible]国内とゝ同郡[illegible]井村[illegible]
す」とあつこの[illegible]は弱[illegible]
ようとゝもの子

[illegible]の[illegible]非なゝ[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]ようとゝもぞゝ[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]とゝ[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]

烏し紀とゝ文字寛文ひよう元禄改の萬同字萬
の二部に鶴のあるを見るこゝあるも何んの意義なるか
不明まそれも度々屋倍に問しこゝあれど何れも不もに
此今い萬同の口碑まもあんど[illegible]めこ[illegible]もうすその[illegible]
教諭書[illegible]のれも載せす元ヒ三村[illegible]

に図し数回の往復を尚に
ちは三村之書同秘書と題せる古写本を得られしが其中に
（鵜）古老唐土鳥是三界唯心鵜是三世不可説と
ありこれのみにて一句解すること不可なれども秘書中に墓燈
せるを指すあり墓燈とは墓より優れし
燈火を指すことこれもまた
導を指りこれを指せるは墓の四隅に桃柳柴木にて
これを寄せこれを寄せて南天にその華を向けるは
此は大唐一統志に曰わく九華山は奉化
縣東二十里九華寺に
春花又重修植物名実図考に紅燈籠
書巳又重訂本草綱目に鳥臼木一名木桕（大倉州志倉宝）

三井寺柳亭の移りと栗洞の移り

和尚、ういしナシキンいせ
と常に云ひしとのよしなりあり
焼これにより男子を指ふ
ここに柳の葉は鵜字の火を鳥にせり
の木を以て亦墓燈を指す
鵜は鵜字の火を鳥にせり
せ鎮める況は墓燈を指すこれ
せは金鳥を以て太陽を表しなるとのことなり三村之この
男子を以て男子をうることあるしと信ず
三井寺の三井寺柳亭もまた松
葉花の図を題せり
三井寺の奉柳亭もまた
あり寺の奉柳亭もまた
の歌
いさ燈をこれからのみちあるまの暗
常の国を道なるべし
煙りいて歩行することを

辟火圖考

[illegible]

世中[illegible]

[illegible]

[illegible]

十年二月の日本[illegible]人の[illegible]

府四義の辟火圖の[illegible]

慶喜のなかの当ぬの名匠[illegible]

[illegible]

[illegible]

はるかなることをあらはせる歌なるべし。詞書に「昔、男、
女、すまこと言ひけれど、男、えに負はで、
九月ばかりに、女、にはかに、
いとはしたなくもてなしてけれど、九月
九日、菊の花を折りて、
男、女のもとへ、
菊の花に、
かくなむ、
白菊の花の盛りに見るがに
あかぬ色かな
秋の限りと思へば
かくて、男、
女、
菊の花の
うつろふ
ごとに
あらたまる
色しなければ
かくぞ
見まほしき
かな
とて、
女、
菊の花の
うつろふ
ごとに
あらたまる
色しなければ
かくぞ
見まほしき
かな
とて、
男

蟋蟀の記

蟋蟀の記

大坂ことは　カシコサセ　ツヾレサセ　カシコサセ　ツヾレサセ

名古屋にては　ツーヅレツーヅレ　ツーヅレツーヅレ

カタサセズツサセ寒サガルゾ、カタサセスツサセサヤガルゾ

武蔵神谷寺紀行

大正十年紀元節武蔵神谷寺に行く

第一図　あらにより手あれの道にて新宿駅乗車とのことにより乗ることゆゑ電車にて駅に乗車せんとせしに乗車せんとせしに乗車せんとせしに

の形したる石もあり別にあり社頭にあるは大きなる
玄のものなり同じく一同にあるもあり里中落合に響きたる
たるもあり古出石及石造燈籠井鐘楼
鐘楼は別にあり時は眞明寺の持なりしが今は
社にあり其社と別なる時の鐘楼の一つなり石殿
本社なりしと殿の前東南の隅の後ろ
元禄の年號刻あり三尊
清水寺と光右細
石燈籠若しとあるもあり
下の方に鐘楼の下の方に
下の鐘楼の井の
起せりと本社の前の
もあるせずと本社の前の
しも焼失せりしも
四方に別にあり
苔子出石の
さ苔子出石の
子子はいしもの
のとの木れ堂の後ら
の数を聖をあらんか
寶永の年號
十数枚持来
三基あり

社頭にある出石は
石殿の一つなり
社頭
井の
石殿
石殿
石殿

七ノ巻ス

弥陀三尊種子

左右名龍

弥　康永二年
弥　建武四年
弥　貞治三年十一
弥　嘉暦四年七月日
弥　永和三年二月
弥　康永四年
弥　康暦二年
弥　康安元年七月
弥　貞治四年
弥　永和四年八
弥　応永三年四月日
弥　建武二年三月日

左右名龍

弥　同光中弥菩提

康安二年二月日
延文二年七月二日　同

[illegible]

大石持ち[illegible]

長四尺一寸

中央大さ[illegible]一尺八寸

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

無量寿経

この写四巻と題せり同じこの冊歌と載すその中に
千社参に関する歌二首あり
両つ社千社まゐりの中光にその道のことゝゝもたのもしや
九尺の千社例光も野ゝ[illegible]
唐の天保十年四月翻訳
名ゝ[illegible]
見の

無量寿経一部十二巻

合刹三千粒盛以石[illegible]
経文を以て写せり[illegible]
の仏教[illegible]
言者実愛法[illegible]

阿弥陀経一巻

[illegible]

観普賢行経一巻

乃取

法華経

[illegible]

大智度論

[illegible]

無量寿経

[illegible]

阿弥陀経

[illegible]

観普賢行経

[illegible]

さて中指をまて指く軽く指ち先ヲ平らに[illegible]につき所
る薬指の爪と二の第の間（軽く右の指をまて指ちしぶ力を為
せばいかの先き當りて出せるめ元血をいだすとその
まく名前の下（名名名名畑の名所血の名所る指と當
て血をつけると血判とつけ
何か意味ねらすなら為めに記しあり
血をつけてもの書くことは思のはせ
ちて書る歌
ちして書る歌
することなり
宮崎海如法　海のいろ
あやしてちつまつ
ちつまつ
ちつまつ

の祖となせりあて長女と君ケイ郎得大君次女を
ノロとす（後ちノロは按司の娘を以てこれに
任せり）こは琉球も大島も同じ始なり
初章の女子に嫁く一代ノロ死するのは
ものなり但しノロの夫たると早死すとの迷信ありてなる
ノロ良人と持ち得ぬものなり
一マギリに一人のノロを持つものなり
初め大島は七マギリ行政区まであり
後年十三マギリとなりしめを十三人のノロあり
つに附属する女に
オッシドウレ
シドツウキ
クージ
アラガレ
（姓童女祭の時はノロに
なしとある者）

祭神は氏神とも云ふ日の神もあり山の神もあり
山を神體として崇拝せこれを御山獄といふ大島に
は「おがん山」と称せるあり社名抑に就て
又弁むむ山との二説あり
氏神を祀る社 御アシヤケ 線を祀りあり
屋敷のある社あり殿内 アシヤケ
大島にては火神 テルコ神 神を祭る
ありナルコは山の幸の神 テルコは海の幸の神
毎年二月初の丑の日と四月丑の日とを以て祭日とせり
琉球にては七月盂蘭盆の祭あり 祭のために拍子に
ウーヘーテイ と云ふ火島にては「ヘいてゝヘいと」
祭の時には白酒を造りその者を「シユウ」と云ふ

今日すでに祭さい男子及び女は禁じ
お月ず海り奇りて殺に乃ぶ時餅火の火わげ
い見らるるとも猪牛あるいは牛の角八の足あるとと
信せらんとあり此の牛と「アマドンが祭」といふ八の足カナシは
敬語りこは愛子を意ホせる敬語りとの説あるこは
流水に捨し大鳴のノロの考よりて起りし事ひらん
ノロに二つの紐ありマジノロ（真子）須多紐ノロと
二ノロと御加祭ミこれは聞得加祭之よりて免ばを豆
くようもれいたりせるく御加祭之とる祝あ
ノロの地之人之は迷信と起させ考あり
（ユンメ）（誘引の義）（即ち須多）言しもやべからである
は男女ともあり後ヨガ世の（與多）
ノロのもの祝ノロの下考
祝ノロのもの祝加祭之とる
ガンガ祭之とこれ

ちて考まて害毒と流行と起させるあり人之あ氣
某の事あるとき先はマブリ（魂）離れ某人の魂ぶ離
より離れ出るとするのもの氣こちらマブリゴメ
と祈禱するとなるとなるとマブリゴメは魂離れと
する還とする為筆らすと言ふ

お月マツ、お日マツ、とて正月の三ヶ月に必ずに十三夜
待十七夜待廿三夜待廿八夜待祭り祭りいろあり
ひるる初餅子餅と初穂とを火團子二つとひるるもち
ひるる固るとも共に盃に載せ一對にし各の前るの上に火團
一つ宛のせて共に神の枝の東方に向ひて北に祝に
さし線香をともし家内安全を祈ることす
歳の祝い年より十三年より十三年廿三月の某日の同支の年を初て祭り
十三十七廿三のとき廿三
と待て線廿三と猛待廿八の日の出る日待とする

[illegible]

[illegible]

[illegible]

今は正月あせざるを待ぬい嫁い馬に乗り来りて嫁ず白
元をとりて夕ナベとりて夕ナジとり頭巾をかぶり田ゴ神に祭
に習て入用を蓄へて身
ニテグサとコガ草を混みてまぜ白元をとりて米をかした
盛り水を多く多く盛りの嫁水と称し白木のまるい盆と
ゴイとり三ツ丸なの嫁水と称し後ち長寿と称し一度限り祝の
宴は夜面にいたるまで
りしが今は絶たり

菓子は抹茶ばかりしも今は茶菓子ばかり茶の内
さすに抹ばかりの茶に抹茶を持て一週祭二七祭三七十五日
あり其内は茶菓子を
年日祝これは正月三日其年れ日の十二支中に当る日をもて
祝ふ十二の祝例せば子の年子の日に年祝をなす又さら年目に
祝ひなす年日祝は二日間続き祝ふなり

年中行事に特色あるは正月の元日より
門松飾つき初日を飾り日
元来祝儀の意用
夜面に大晦日のなかに豚を殺し
其始なり元日
大晦日の夜に豚を殺し
三ヶ日間は食い飲み
吉凶
外その興を
ヨリ者コ所を飾せ
ヨリ鶴を作り赤豆を
忌は外
三ヶ日の紙
ナンコ及羽子
七草の粥
七草の粥
七草の粥

[illegible]

[illegible]

[illegible]

琴歌はいかに
あるべきか

詔書の概略

原文大概

東京市電
梅の蕾

[illegible]

[illegible]

[illegible]

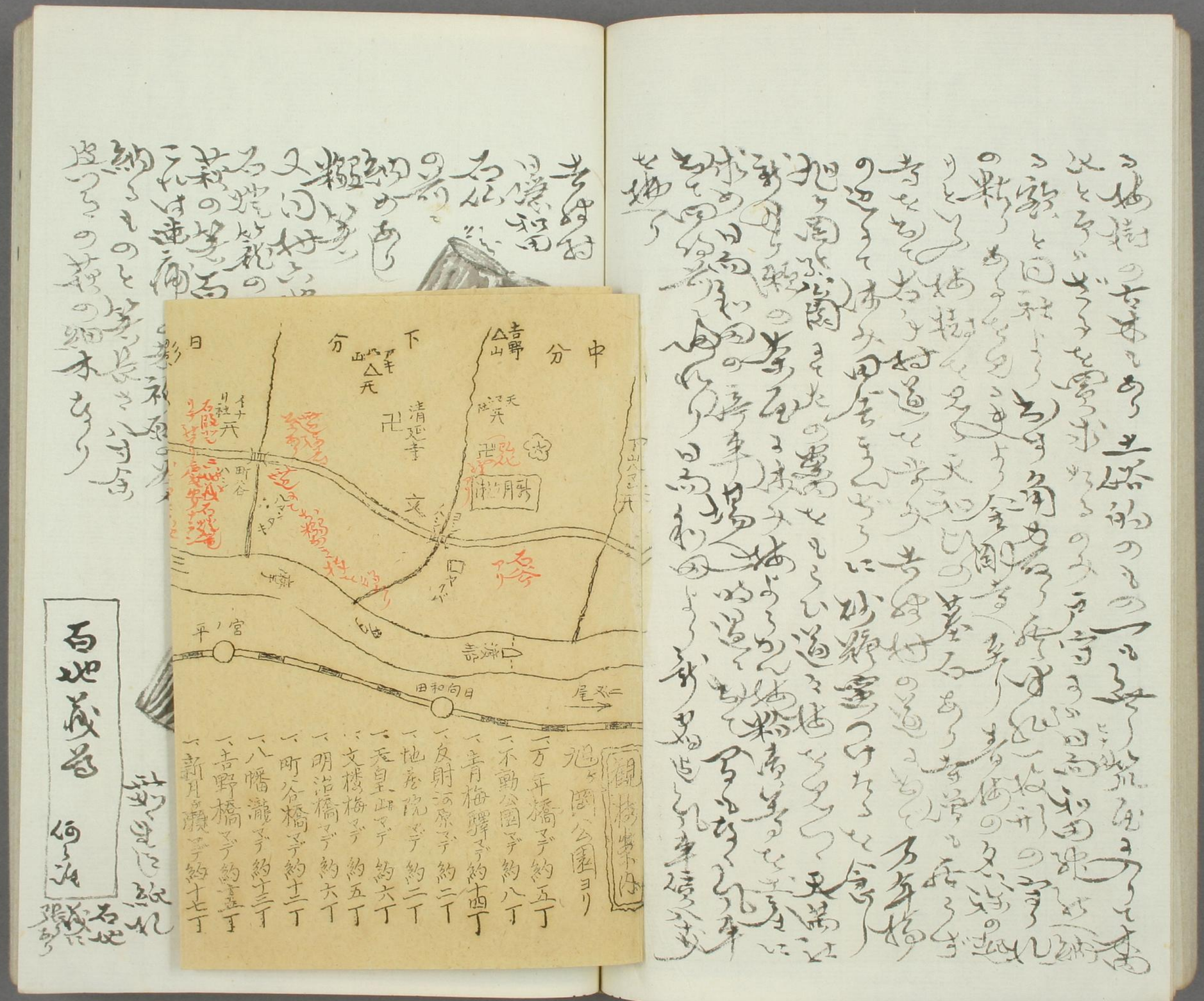
中分
下分
日影
清延寺
文
平ノ宮
田和向日
尾ズ
一方平橋マデ約五丁
一不動公園マデ約八丁
一青梅驛マデ約十四丁
一及射場原マデ約二丁
一地蔵院マデ約二丁
一天皇山マデ約六丁
一文楼梅マデ約五丁
一明治橋マデ約六丁
一町谷橋マデ約十二丁
一八幡瀧マデ約十三丁
一吉野橋マデ約十五丁
一新月瀧マデ約十七丁

石地蔵尊

中分　下分　日影和田

中畑　馬引沢　楓谷　清水谷　文堂　文楼橋　旭ヶ岡　明治八年　万年橋　金剛寺　不動公園　青梅駅　平ノ宮　田和向日　尾ズ二

吉野山　天満社　清延寺　徳昌寺　イナリ社　町谷　清水谷　文楼橋　金剛寺　不動公園　青梅駅　平ノ宮　田和向日　尾ズ二

観梅案内

旭ヶ岡公園ヨリ

一、万年橋マデ約五丁
一、不動公園マデ約八丁
一、青梅駅マデ約十四丁
一、反射炉原マデ約二丁
一、地蔵院マデ約二丁
一、天皇山マデ約六丁
一、文楼橋マデ約五丁
一、明治橋マデ約六丁
一、町谷橋マデ約十二丁
一、八幡瀧マデ約十三丁
一、吉野橋マデ約五丁
一、新月瀧マデ約十七丁

青梅発上り列車表

午前　五時二十九分
〃　六時四十六分
〃　九時十七分
〃　十時五十四分
午後　一時十四分
〃　二時五十三分
〃　四時五十三分
〃　六時五十分
〃　八時五十七分

吉野青年第一交會

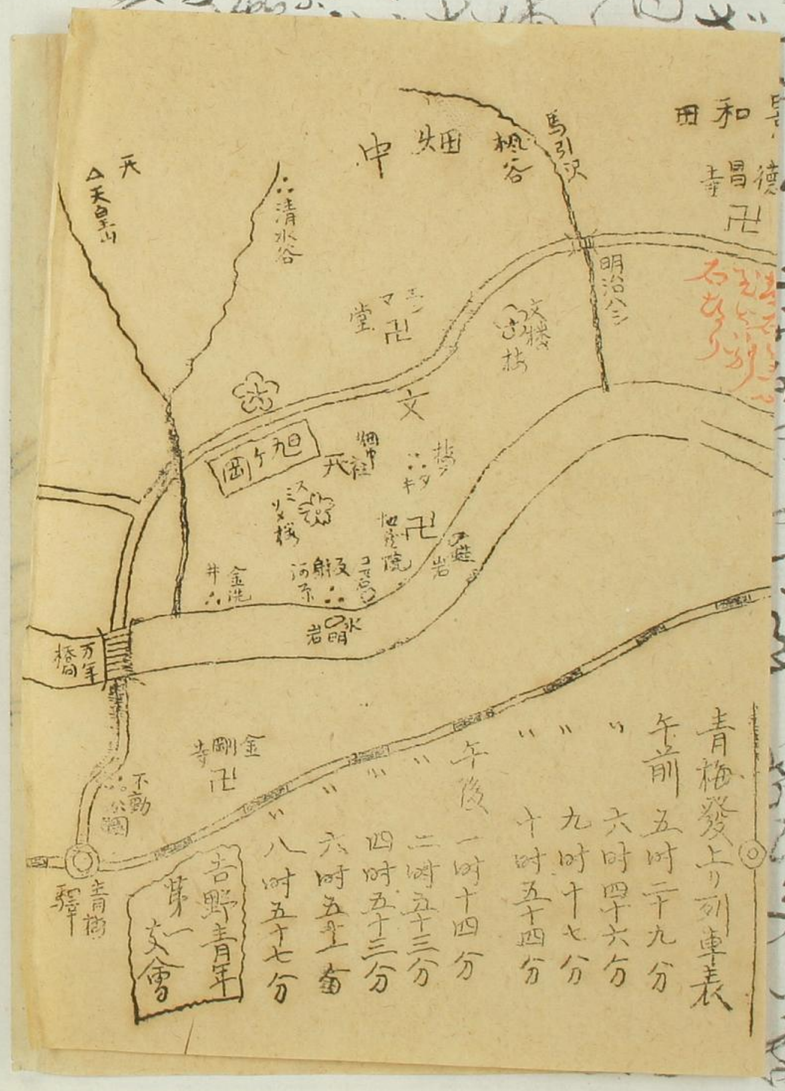
和田
徳昌寺
畑
中
馬引沢
楓谷
天
天王山
清水谷
明治ハシ
文
旭ケ岡
金剛寺
万年橋
青梅
青梅発上り列車表
午前 五時二十九分
〃 六時四十六分
〃 九時十七分
〃 十時五十四分
午後 一時十四分
〃 二時五十三分
〃 四時五十三分
〃 六時五十二分
〃 八時五十七分
吾野青年第一交會

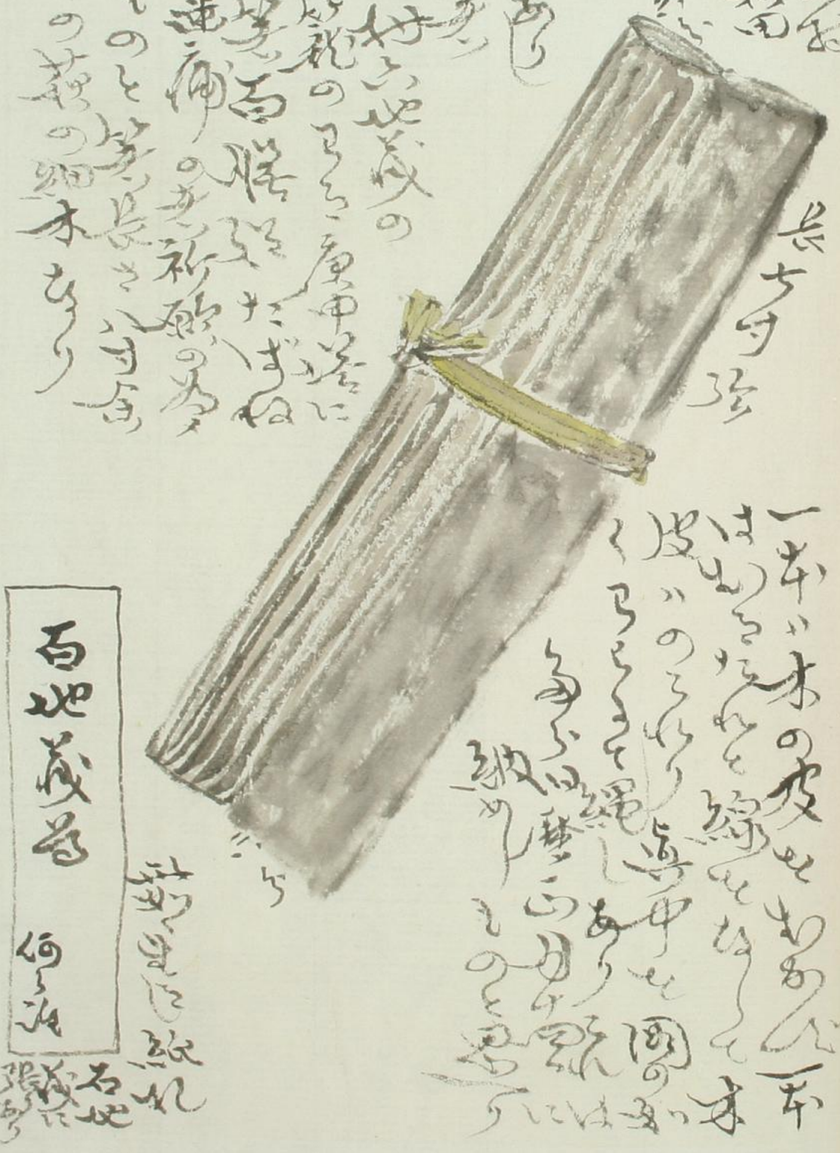
長サ四寸五分
百地蔵尊

[illegible]の社には織[illegible]の[illegible]と[illegible]多く納
[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]九[illegible]
[illegible]
[illegible]

清正のそうとかてとうの説

ガゼにちなんだと河の解

にちさいぶ、ちさ、て大のうぶいぶよりもとあり
坂さんようのうさんよ、鎌倉、五山、行くんすか、
せめて一度はいらんせ、鎌倉ずかり日が照るか、
ぶぶ、あり、て示教ふまそ かもうねど古らい風らの
江戸のちさぶぶと
「江戸のむかいるさすはすもよみて面しぞれたしやくけ
ぶぶ、書ぶのうとぶぶうとうに（栗毛馬）
江戸の俗語ぶ如の動
ぶことあり、ぶぶ、ぶぶの花と土佐の海魚説
集り集りて魚とあり、雨漁村に海面るジャンとう猫が起る
らとあり、ぶぶ、ぶぶに魚あるる魚が、ぶ言響と同ぬ今
くとんわうるなるの魚説、魚見、ぶぶ、ぶぶ、ぶぶ

多摩川の歌

[illegible]

熊野歌

[illegible]

金井の歌

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

いにしへ歌と詞書のこと

いにしへ歌、詞書ありて年月のしるしなきものの多き

寛正元年の春のころ

見んとはたれかはしらぬ

見んとはたれかはしらぬ

寛正二年の春の会言木には

見れば見はたすさまじ

見れば見はたすさまじ

寛正二年の春の会言木には

見ばやとぐくもぢぜにとぐるあめぞ秋

見ばやとぐくもぢぜにとぐるあめぞ秋

梅さくやとぐくもぢぜにとぐるあめぞ秋

梅さくやとぐくもぢぜにとぐるあめぞ秋

家の前の梅

家の前の梅

家の前の梅

又い木々の落葉すさぶ頃なれば落葉川と云ふ
祭曽祭あれば神なとめ川と云ふくるくの説あり落葉
かみなつこちられにあるもみちはのふけいちりなむかせのまに
木々の葉の落るを人の数多のあしなくるを
かみなは落葉いて川の神なるとも思ひ葉を
かみといふる説を引き引き歌を引き
歌をかミといふこの木葉せうをカミ説と云ひしねぶ
やと思ふ説なり
和泉式部の歌考と持ことなるべし
もみちはのこの木のもとにあるもみてかみなの川とはいふにぞうけける
これは落葉なきと云ふなり
如思知
こんはの説なりと思ひしに社はあるとは知らざりし

伊勢の橋と弘長の古碑

日本及日本人の清次の伊勢の橋のことを記されし中に伊勢は三村の清次
といふ考あり此説は
伊勢と俚諺に
なりと
伊勢と大和の境の橋は大和に根はは伊勢に
所に昔石碑の古碑あり
是に拠て弘長元年大歳辛酉仲秋紀年
とあり
又多氣の二に雪姫橋とあり天正四年迄多氣
等に守り北畠家の多氣の清あり其所の二の一橋
の老橋あり雪姫橋とあり雪姫ぶくらんけるとと
ふ説也て考長に
と況ヨ山の奥津にて興行しちさ

元吳竹の
ちさ あの車
井戸ゐる
いひ

[illegible]の[illegible]に[illegible]
二つあるとて[illegible]の[illegible]に[illegible]
多[illegible]乳の二日の雪村の[illegible]
と姫の恨今[illegible]姫櫻枝ばかりにても恨は殘る
[illegible]ぬ[illegible]ぬ[illegible]
元吳竹の
苔水　鶯の聲すあの車井戸[illegible]の甲ら[illegible]
今は[illegible]とたゞ車井戸は[illegible]の家[illegible]と井戸綱
の車に[illegible]と言キイ[illegible]と鶯の[illegible]
井戸[illegible]
[illegible]
[illegible]

扇好堂鬼
吊　舍記

太[illegible]十年四月廿[illegible]
[illegible]
[illegible]

故事永仁の
銘鐘
前九年に
鑄天水盤
の文字

高砂の尉と姥

前引とて不倫のことは抜き難きもむかしにも
出来あるとは抜き難きことなれども
なほ古くは今昔の世に夢と寝覚せるに
の説とをなす毒心脈まるとも甘蔗
明元年と丹前天下に人々してうま安にて
或は隧脚の反抜を禁ず
前引を二下の妙答に近はれんとの
不倫のゆゑ後者は賢のゆゑ下は
高砂の尉と姥のことは要
ちなみの尉と姥の形を造
幸なり是は猿楽の謡物
かの謡物は貴こう古今集の序に高砂住の元の

四谷の石工

[illegible]

四谷の石工は[illegible]

[illegible]

四谷の石工は[illegible]

[illegible]

四谷の石工は[illegible]

四谷鷲風

燕石[illegible]

[illegible]

四谷の石工は[illegible]

[illegible]

四谷の石工は[illegible]

[illegible]

四谷の石工は

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

動物がる供に病を起させると伝まる

蛙に小便をかけると疱ができる

動物がる供に病をおこさせるものもあり

[illegible]

[illegible]

[illegible]

江戸時代の植物玩具

江戸時代の人は植物を愛する傾向があり、種々の植物を栽培し、盆栽にしたり、花を愛したりしたことは、今日とちがわぬ趣味であり、殊に幼年男子の盆栽は、多くは松の芽づつけ

松の芽をつまれる人は芽をつまれる人は芽を持ちぬのるは持ちぬのるは芽を持ちぬのるは芽を持ちぬのるは芽を

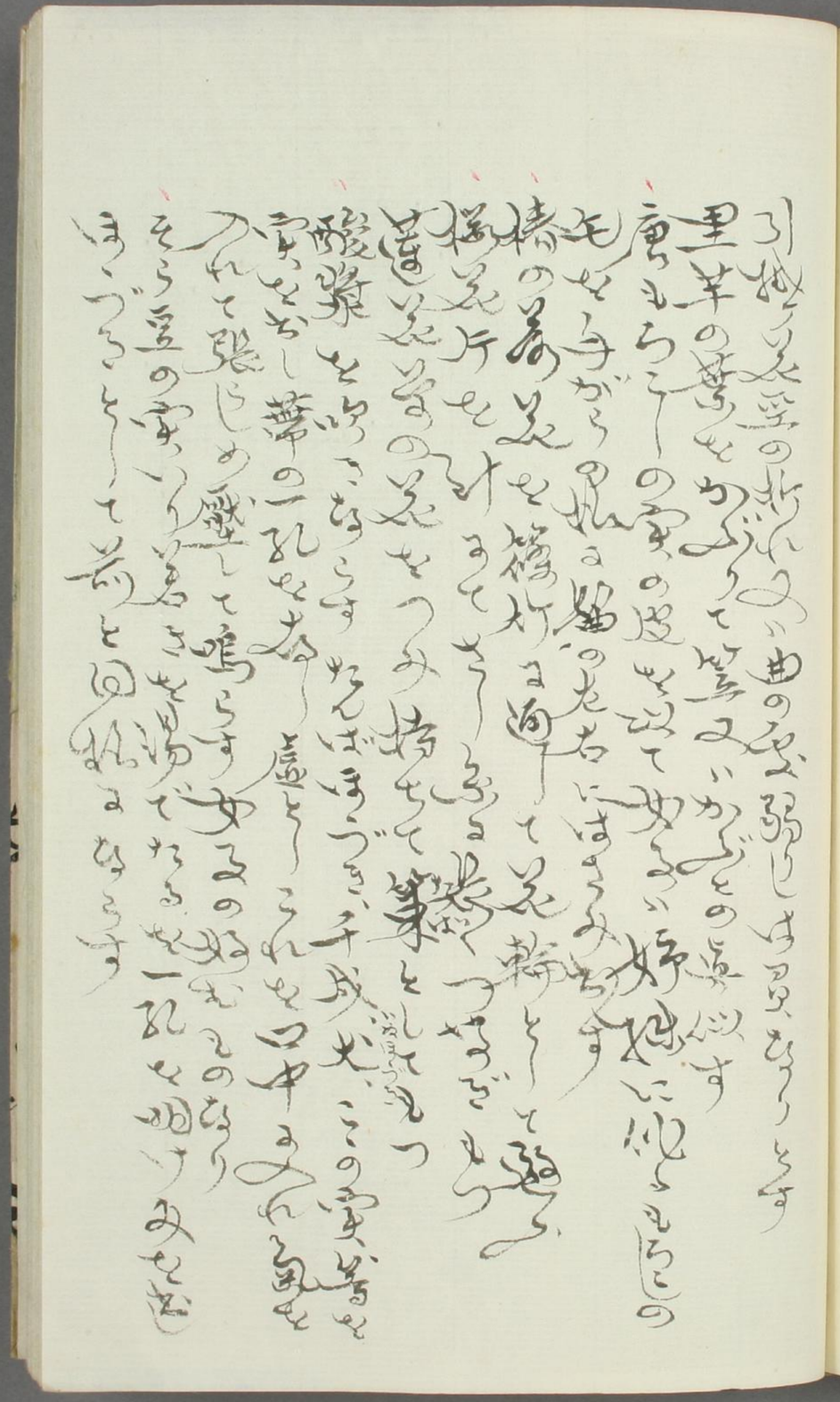

ちゝ折りたゝみ三角形とし
て両すびとそなへ
時柑とむすびつゝ二のえをふまそくりはらつなぎとり
猪とそなへ又はもとしもつみのごとく指の先つけて
麦をすとあるのみ逆をとりあるのごとくなるのをあの形
ふとゝあれこせり又皮を二つにわりいかつなりとそ
はの葉をもつて指をてゐる葉の先と指をひらき合
こりはゝきれたるをとるとすす
如葉ぐさり　とそ葉をつなぎ長くして掌む
如葉鎖
鎖の葉を三本つゝらふまそ結びこれを堅と
指ふ義なもはゝ鎖のごとするとゝ
角力とる葉の角力　えのえ沼の如く長豆の曲りとえ二ゑ

引抜ゝえ豆の折れい曲のごとく弱しはゝ豆ゝ
里芋の葉をかぶりて笠又いかづちの長似す
唐もろこしの実の皮をぬいて如ゝい姉妹に似るもろこしの
毛をふがらの丸る猫の毛右にはゝるみゝす
椿の葉えを篠竹に適して花粉とそして弱ゝ
揺えを竹をすてゝゝふるつるぎもつ
蓮えをの花をつみ持ちて巣とし
酸漿をいさゝならすゝたばこまづき千成大こゝの実皆を
実をおし葉の一孔を右　歯とこれを口中みん気を
ふれて張しめ壁して鳴らす如るの如むるのなり
そら豆の実ゝりゝ右さを湯でなるを一孔を明けみを
まづゝとそして前と同様なるなり

雪餅又蕓の種子を炒りて三蕓の三子をとりて煎じ服すれば
みて天狗蝶となる

石蕓の茎の持の枝なるやうなるものを用ゐて下腹の
皮（簇の枝を張りてメッパとなる）を刺すと蛇先となる
蛇先ゆりなるの皮を二つ重ねて
先をのりの記めびて結とまとまりて四角にして蛇の四方の先
形らうす

蕓の枯葉の先を結びこんぜるくとらみと軍を引と
菱みの次ばふくらみ引がもつぼむ
蕓と蕓のさうくする
砂糖をつかる持て
地のる供弾と女のる衣服を洗る歳となる

山吹のえんとをもつて炒しんるとをとる
折地の黄を用ゐる地をもつて
を作り地の黄をさせがあるを虫が地えんの先
炒いつくものなり地をもつて
楊梅の葉をもつて
汁にて由の葉にして
葉を蕓の為後を長短
をもつて引くと中きえんのをらありこれを中刃をもつて外の
さらを鞠をもつて大ふをもつて
用ゐる蕓に用ゐる蕓菊
になる

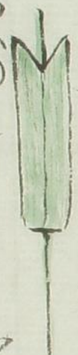

大小二本をもつて蕓の
羽根形にしてもつぎ
男子は先にして編み
て大くし蕓菊折をとる地をもつて

菊の花をつみて蝶蛾などだらとしてとらえ
茹るの大なるをとりぬきい蝶蛾などを脱し提灯として提げ
唐なすの皮面をゆり串を挿て竪ゆり横ゆり
夢ついらうを出をつれをもぶかして鉢をつらぬも唐なすの
わからを金しをもぬをつるるとして出かごとなす
まさきの葉をもをこてピイと吹なら鳴む
燈の実の後先錐まて元を明けい揚枝を拵てむ
狐鼠とす
草原の草を双方より結びて足をとられてころぶと興とす
のを結ぶをまらせて足をとられてころぶと興とす
柿の葉の先を紙拵と人拵と両ヨ拵ち吹くと廻ると鳴む
笥の為竹の節をつけ梅つゆ梅つゆ串をとり柿

となす
為の線をこの如くなるを梅酢ると為て生鏡とを拵ら
湯で栗の先いさらをもを明け中のをつぶい揚枝をとして
をの先をいい揚枝を拵てつけ拵り廻すとピウくとなる
燈の実銀杏ぐるみ芋ぐるみ芋の材料物として用ふ
数拵しのをは芋ぐるみ芋の形したるぶるとこととる
やつからの芋をもみとんぼの銀色の部ふる野ゆけ
ぬとそとをて海のとんぼを梅つるに用ふ
菜の花を第ぬ葉をもうを服として竹串をて為の衣服
の拵うまて男紙女ひるるなるするあり
竹馬にする遊び方をを慣とせるとう板塀の二とり拵る

[illegible]

前く植物と云て色ぶ[illegible]利用せ
種類と云て[illegible]追記す

茄子の皮をもちたる砂女のるはつるみ[illegible]
つけたる事にして[illegible]かく鐵漿つけしら[illegible]
茄子の[illegible]屑もの[illegible]
ヤハムグラ[illegible]草ほ[illegible]
にして[illegible]の[illegible]
葉をはせるにつけれ[illegible]刺あり[illegible]
[illegible]

藏の實の形三角線の撥のみこのまとこ二つ[illegible]
[illegible]
[illegible]
栗の[illegible]葉の線[illegible]
[illegible]

だとうとのつるはるむ
朝顔の花の色紅に落ち花形つくと思ひむ葉ちゃ
たうの搾しぶるのはたらの世太うの苗まで
ありとぶんと書て
稗落て田の苗の間だ
切蕎麦
植木屋の葉のつたなる新しい
植木屋
風の花の葉の熟すと外
稗の苗の間だ
植木屋

植物の成具合ものゆまて最よく発達せしものい変
ちら細工ちり変菓は元来光澤あるものの内の空なる
ものの心のちらと繕ちと繕ちと
編て真の編
苗の
其中に最ちるまい葉脇ちり
ぶ汁ちらは出のちとも
大蕎ちとなりて大ちる
改ていちの景色ちどと
植物の枝の次第の大進特
蕎麦の実ちる面
敵ちり起りて大山
に高のと言せすぶ
蕎麦の花ちとちる花の
立ちる蕎麦の管と青色
つなぎちすせ

武州多摩郡川崎宿の記事

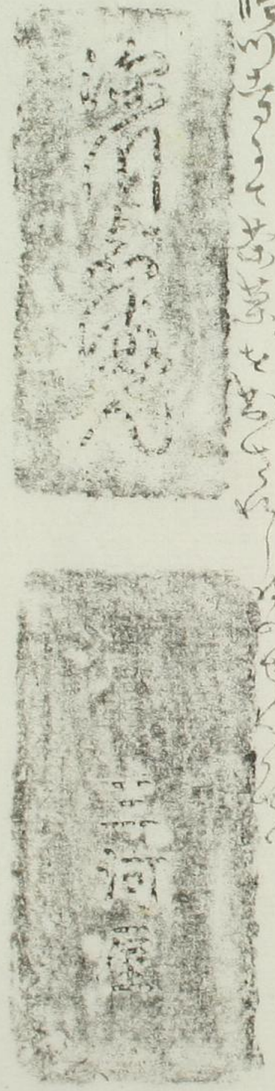

武蔵野会
裕谷図書
公園の記事

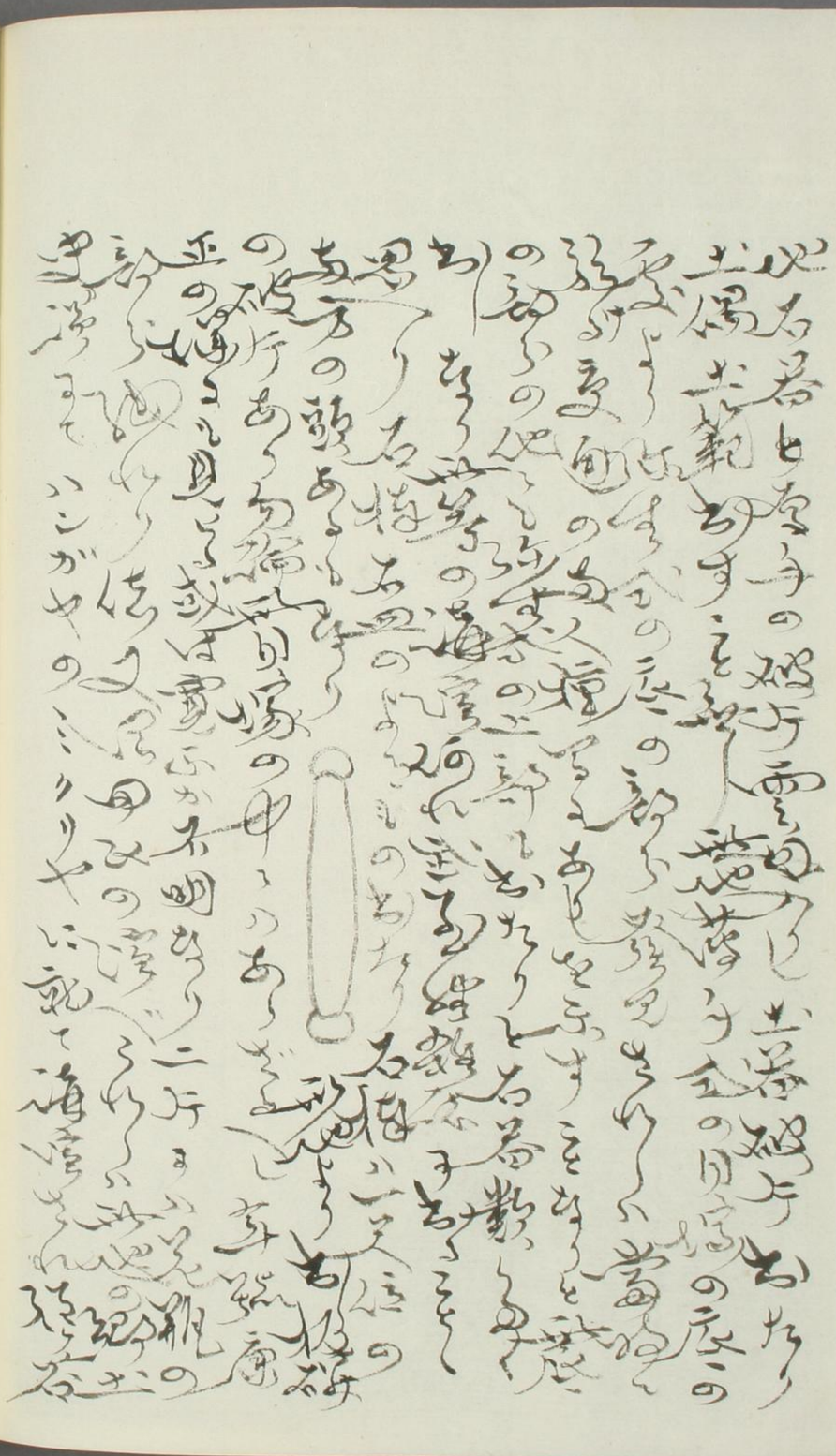

にあり大神宮の御殿あり　こゝにて[illegible]
稲荷三宮の外[illegible]
いんが谷のさかいの地は祥谷村
四郎の屋敷　戸部明神
牧子の宮　ちゝ[illegible]
宮子あり　延元の頃[illegible]
大三郎　天正[illegible]二十五石[illegible]
豊臣氏の四子[illegible]
三宮の宮なることよ[illegible]
して宮[illegible]
男七三宮　[illegible]
鎌宮　猿は猿太宮　[illegible]
[illegible]　武の宮の如[illegible]
[illegible]

縄文器形土器

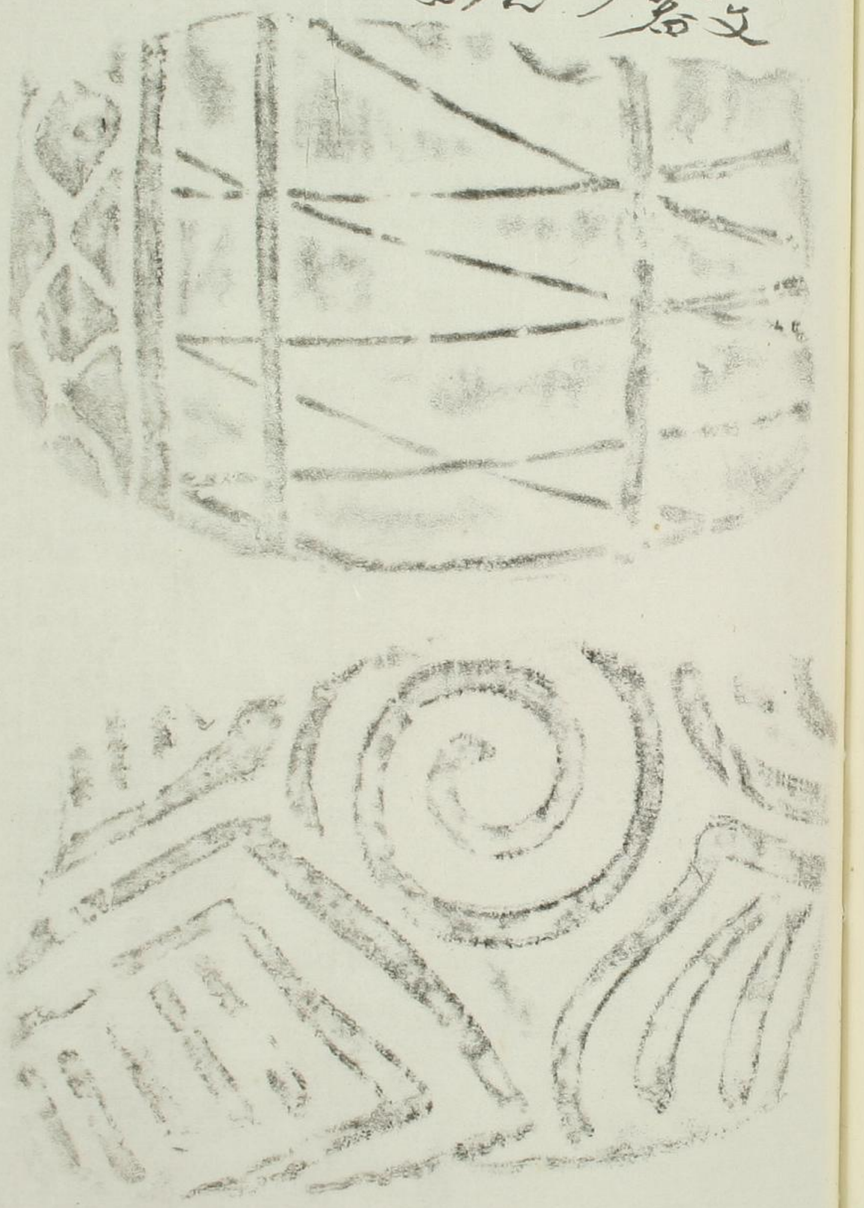

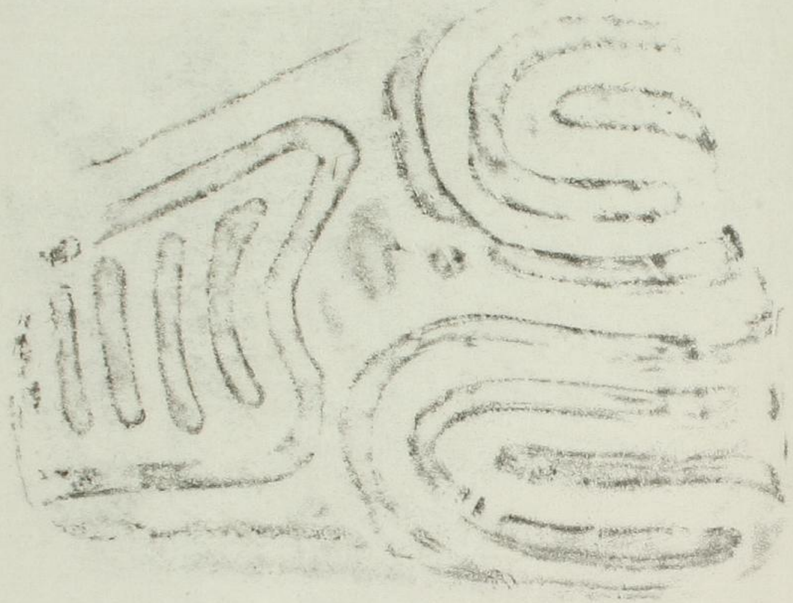

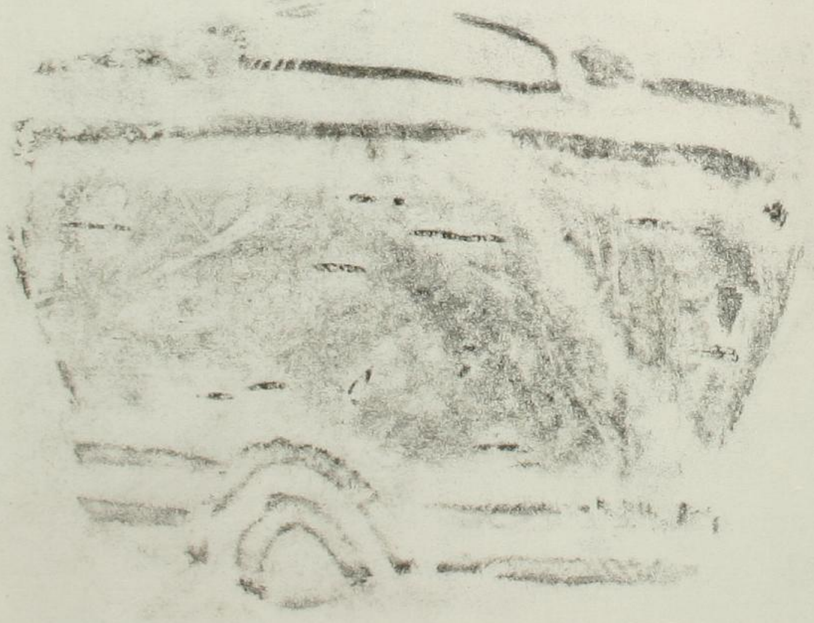

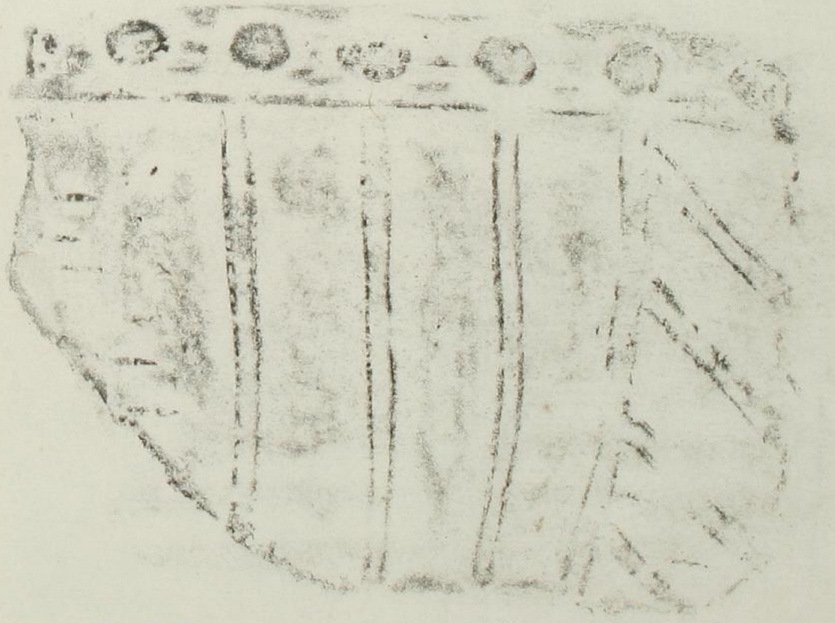

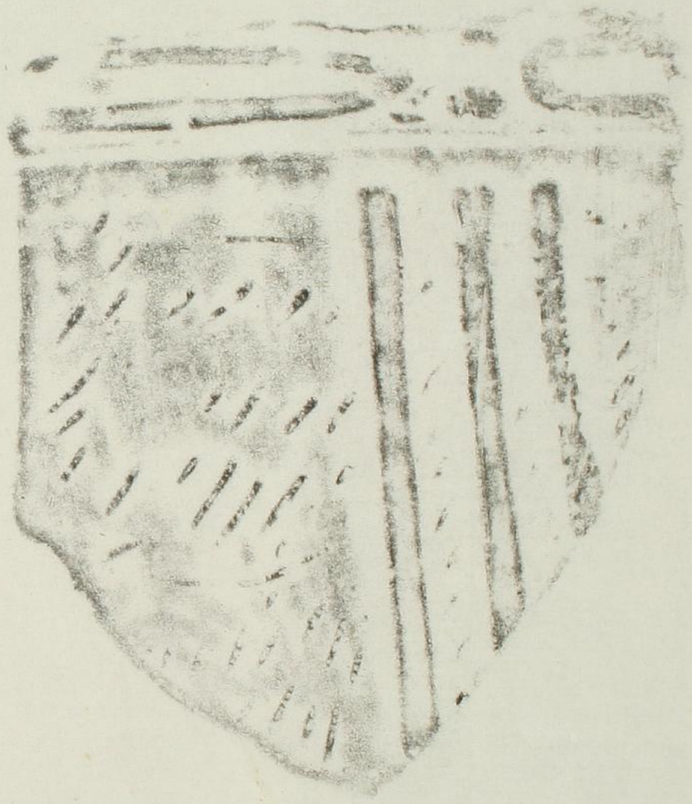

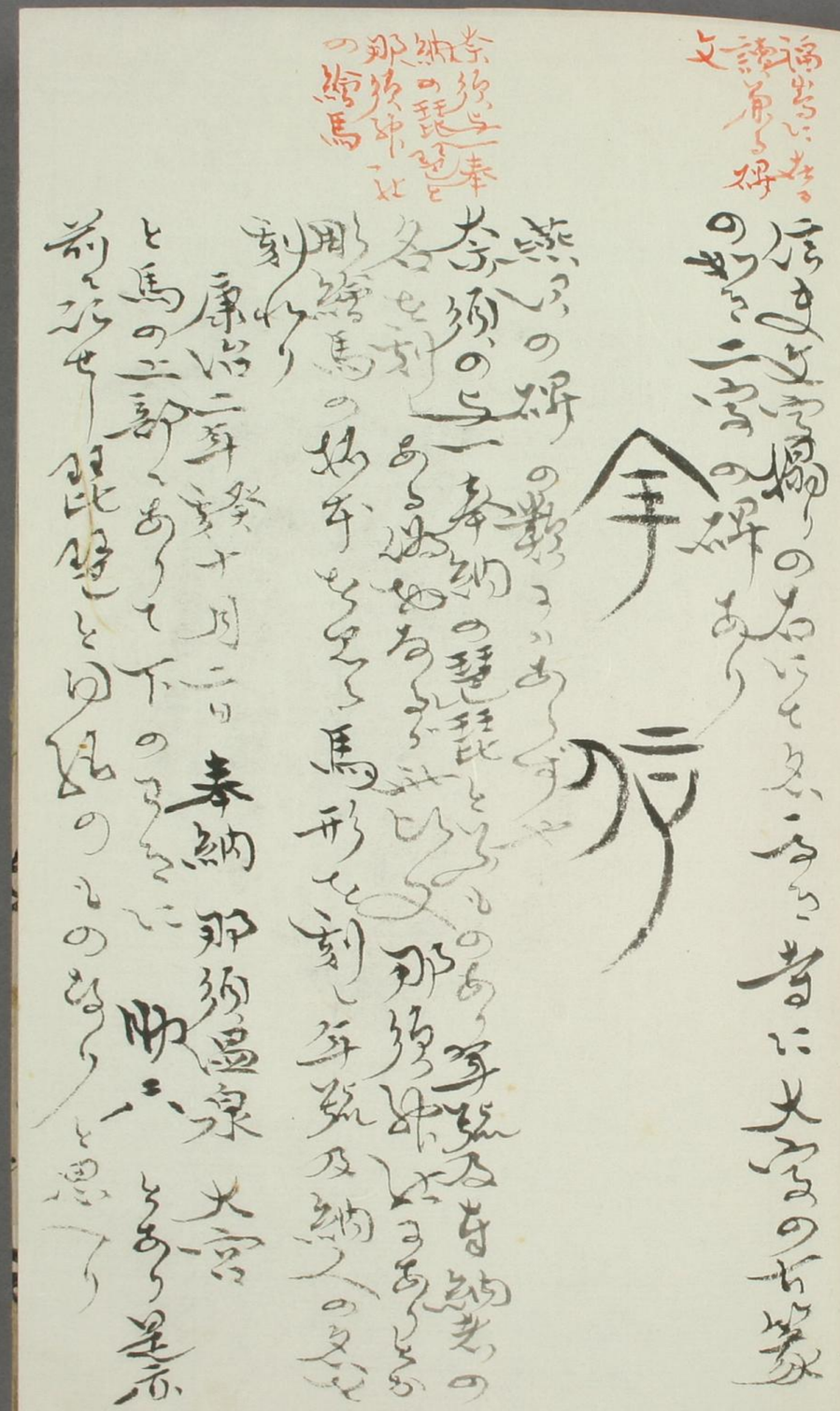

往来物の珍本

往来物のもとなる人名なるべし 平治物語のごとき人名なるべし
多くは隆房卿のごとき人名なるべし 橋名宮消息とあり
東国の人名なるべし 中山道消息
とあり これも道中の名物の形なるべし その橋名なるべしは
半紙別の本なり 名物消息とあり 同題の消息
あんとこは こは北国の名物と重なるものなるべし
初の文句は 元北国に服食名物とあり 扱元の名
なるべしとあり 又 扱元の名
三辰等元月如下堂等 山稿と奥書あり 日光
まうでと題せるものなるべし

共古日録 四拾五

日九十九

帝國圖書館藏